

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書について



提出にあたっての注意事項

▶ 届出書の提出時期

→ サービス開始月の月末までに届出書を提出してください。

※新規、更新、区分変更申請中の場合は、認定結果が出てから届出書を提出してください。

▶ 窓口提出日の記録

→ 写しを取るなどして、いつ窓口へ提出したか分かるよう記録をしておいてください。
電話での頻回な問い合わせには対応しかねます。

▶ 事業所名

→ 要介護認定区分、事業所名を確認して、事業所名を記載してください。

委託を受けている居宅介護支援事業所の名前や、介護予防支援の指定を受けていない事業所の名前が記載された届出書の提出が散見されます。

▶ 適用開始年月日

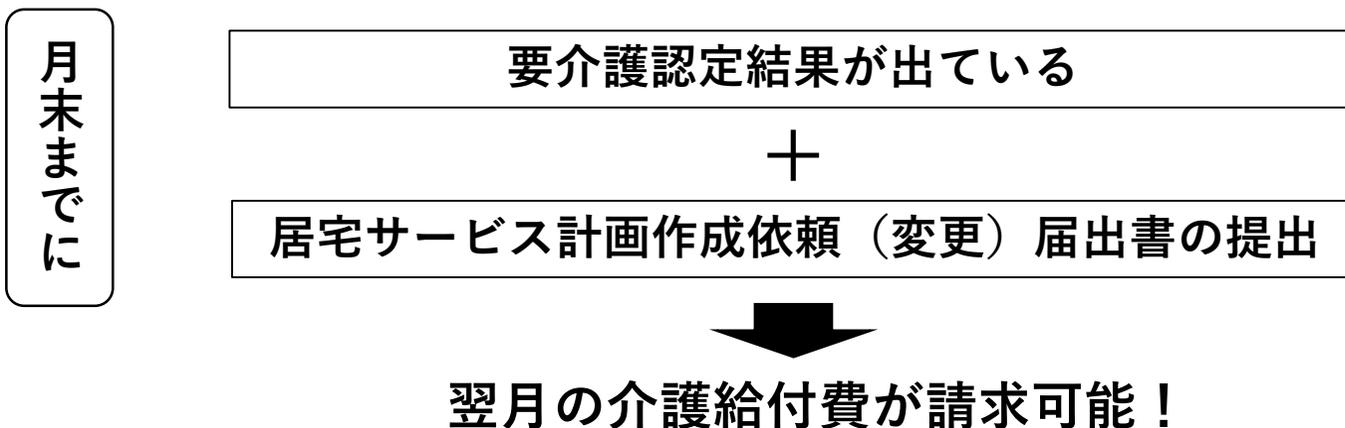
→ 介護認定の有効期間、サービスの提供開始年月日を確認して、正しい適用開始年月日を記載してください。介護認定有効期間外の年月日が記載されている等、誤った適用開始年月日が記載された届出書の提出が散見されます。

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書について



届出書の提出時期と請求時期について

月末までの要介護認定情報や居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の情報が、翌月初めに国保連に提供され、その情報を基に国保連で審査・支払いが行われる。



【例：3月にサービス提供開始し、同月分の請求を4月に行う場合】

- （例1）3月24日に要介護認定結果が出て、3月30日までに届出書を提出 → 4月の請求可
- （例2）3月31日に要介護認定結果が出て、4月1日に届出書を提出 → 4月の請求不可
- （例3）4月1日に要介護認定の結果が出て、4月6日に届出書を提出 → 4月の請求不可